

神戸市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

平成31年4月5日 建築住宅局長決定

(最終改定 令和3年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、住宅耐震化促進事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅耐震化促進事業 住宅の耐震改修計画の策定及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助することで、住宅の地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図る事業をいう。
- (2) 住宅 一つの世帯が独立して生活を営むことができるよう、次に掲げる室、設備等の全てを有する建物又は建物の一部のことをいう。
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下同じ。）の炊事用流し（台所）
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口
- (3) 戸建住宅 一つの建物が一つの住宅となっているものをいう。
- (4) 共同住宅 複数の住戸が一棟に建築された住宅で、廊下・階段などの複数世帯が使う共用部分を有するものをいう。
- (5) 長屋住宅 複数の住戸が一棟に建築された住宅をいう。（共同住宅を除く。）
- (6) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版）による一般診断法又は精密診断法
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（2011年版）による耐震診断
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2017年改訂版）による耐震診断
 - エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断
 - オ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断
 - カ 上記アからオに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (7) 耐震基準 住宅の耐震性について、別表ア、イに定める基準をいう
- (8) 耐震改修計画策定 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積をいい、耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を含む。

- (9) 耐震改修工事 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次に掲げるものをいい、カのみによる工事を除く。
- ア 基礎、柱、はり及び壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）
 - イ 屋根を軽量化する工事
 - ウ 床面の剛性を高める工事
 - エ 第10号に規定するひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は別表ウに掲げる工法に該当するものとして市長が認めるものによる工事
 - オ 減築工事（減築後の住宅が第2号に規定する住宅となるものに限る。）
 - カ 第12号に規定する附帯工事
- (10) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法 平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。
- (11) 住宅改修業者登録制度 住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）に基づく住宅改修業者登録制度をいう。
- (12) 附帯工事 次に掲げる工事とする。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。
- ア 補強する壁等の部位（以下「補強箇所」という。）の周囲91センチメートルの範囲内における外壁の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事
 - イ 補強箇所が含まれる室における内壁、天井及び床の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事に並びに当該部分の断熱工事
 - ウ 住宅の耐震性向上に係る工事に伴い必要となる次の工事
 - (ア) 建具の取替え工事
 - (イ) 配管又は配線の切替え工事
 - (ウ) 既存の備品等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取外し及び再取付けに係る工事
 - エ 屋根を軽量化する工事に伴い実施する下地材及び樋の取替え工事
 - オ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替え工事
 - カ 劣化の改善となる工事
- (13) 補助事業者 第7条に規定する補助金交付決定通知を受けて補助事業を行う者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - イ 市税等の滞納がある者

（補助金の交付対象）

第3条 当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の内容、補助金の額等に関しては、別表1から5に掲げるとおりとする。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、同一の補助金については、一の補助事業の対象につき、原則として、1回限りとする。ただし、市長が必要であると認めるものについては、この限りではない。

（対象となる住宅の要件等）

第4条 補助事業の対象となる住宅は、第2条第2号に定めるもののほか次の各号すべてに適合する戸建住宅、共同住宅及び長屋住宅とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 神戸市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。)を含む。)であること
 - (2) 原則として、次のいずれにも該当しない住宅であること
 - ア 現況において、特定行政庁から建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置が命じられている住宅
 - イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅
- 2 耐震診断は、建築士法第2条第1項に規定する建築士が行うものであること。
 - 3 前項の建築士は、建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているものであること。ただし、同法第23条に規定する登録が不要である場合にあっては、この限りでない。

（補助事業の事前協議）

- 第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金の申請に先立って、事前協議書（様式第1号）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出し、補助事業について必要な協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。
- 2 市長は、事前協議を受け付けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付の申請をさせることができる。

（交付申請）

- 第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（様式第2号）に市長が別に定める書類を添えて、正本及び副本を、当該補助事業等を実施しようとする年度の2月15日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

- 第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後速やかに申請者に通知するものとする。
- (1) 補助金交付決定通知書（様式第3号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請後30日以内に申請者に通知するものとする。
 - (1) 補助金不交付決定通知書（様式第4号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
 - 3 補助事業者は、第1項の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

（中間検査）

- 第8条 補助事業者は、補助対象となる耐震改修工事中に、中間検査依頼書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する中間検査依頼書を受領したときは、当該補助事業が適切に実施されているかの検査を行うことができる。

（設計の確認）

第9条 計画策定・工事費一体補助の補助事業者は、耐震改修計画の策定を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計報告届（様式第20号）に市長が別に定める書類を添えて市長に届け出なければならない。

（軽微な変更）

第10条 補助事業者は、市長が別に定める軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）を行おうとするときは、軽微な変更届（様式第6号）を市長に届け出ることができる。

（補助事業の変更等）

第11条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第7号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更通知書（様式第9号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第12条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするとき又は第7条の交付決定に係る市の会計年度が終了するときは、補助事業実績報告書兼請求書（様式第11号）に市長が別に定める書類を添えて、正本及び副本を、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知があった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

（交付額の確定及び補助金の支払い）

第13条 市長は、前条の規定を適用せず、補助金額等確定通知書（様式第13号）において補助金額の通知を行った場合は、補助事業者等から補助金請求書（様式第14号）を徴し、補助金を交付する。

2 補助事業者は、前項の補助金の請求について、工事費補助、計画策定・工事費一体補助に限り、工事業者等に補助金の受領を委任することができる。この場合において、補助事業者は、前項の請求書にあわせて、受領委任状（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

（是正命令等）

第14条 市長は、補助事業の完了に係る第12条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速

やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 16 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（実績の公表）

第16条 市長は、当該事業の補助を受けて実施された耐震改修工事实績の公表を県が行う場合にあつては、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

（関係書類の整備）

第17条 補助事業者は、常に、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、及び当該補助事業が完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（事務の実施）

第18条 市長は、補助事業を実施するため、事務の全部又は一部を本市以外のものに委託することができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

別表ア（第2条第7号関係）

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
(一)	第2条第6号アによるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0 ※時刻歴応答計算による方法の場合は、これと同等の耐震性を有すると認められること
(二)	第2条第6号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
(三)	第2条第6号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする
(四)	第2条第6号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする
(五)	第2条第6号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること
(六)	第2条第6号カによるもの	全て	上記（一）から（五）までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること
(七)	神戸市すまいの耐震診断員派遣事業等に基づく耐震診断によるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0
		鉄骨造	「安全と思われます」と診断されたもの
		木造・鉄骨造以外	構造耐震指標 $I_s \geq 0.8$

別表イ（第2条第7号関係）

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
(一)	第2条第6号アによるもの	木造	上部構造評点 ≥ 0.7 ※時刻歴応答計算による方法の場合は、これと同等の耐震性を有すると認められること
(二)	第2条第6号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.3$
(三)	第2条第6号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.3$
(四)	第2条第6号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.3$
(五)	神戸市すまいの耐震診断員派遣事業等に基づく耐震診断によるもの	木造	上部構造評点 ≥ 0.7
		鉄骨造	「安全と思われます」と診断されたもの
		木造・鉄骨造以外	構造耐震指標 $I_s \geq 0.8$

別表ウ（第2条第9号エ，第10号関係）

1	（一財）日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価された工法又は装置
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち，その都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けた工法又は装置
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価された工法又は装置

別表1 (第3条関係)

計画策定費補助 (戸建住宅)

補助対象者	次に掲げる要件を満たし、補助対象住宅を所有する者（法人を含む。） 第2条第13号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと
補助対象住宅	第4条に加え、次に掲げる要件を全て満たす戸建住宅 1 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅 2 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果、別表アの耐震基準を満たさないもの
補助対象経費	補助対象住宅の耐震診断及び耐震改修計画の策定に要する経費
補助金の額	補助対象経費に補助率10分の9を乗じて得た金額又は270千円のいずれか低い額（千円未満の端数切り捨て） ただし、耐震診断の結果、別表アの耐震基準（七）を除く。）を満たしていることが確認できた場合は、3.3万円を限度とする。
その他の事項	1 補助対象住宅の耐震改修計画の策定に要する経費には、耐震基準を満たすための耐震改修計画の策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も対象とする。 2 建築物の地震に対する安全性を保有水平耐力計算による方法又は限界耐力計算による方法、時刻歴応答計算による方法により評価するものにおいては、耐震改修計画が適正に行われていることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。なお、建築物耐震評価者による評価を受けることに要する経費は、補助対象経費に含むものとする。 3 策定される耐震改修計画は、別表アの耐震基準（七）を除く。）を満たすものであることを確認できること。

別に定める書類 1 (第5, 6, 11, 12 条関係)

計画策定費補助 (戸建住宅)

関係条項	添付書類
<p>第5条第1項 (事前協議)</p>	<p>1 住宅の所有者が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本 (1) 住宅の登記事項証明書 (2) その他住宅の所有者を証明する書類 2 住宅の建築年月が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本 (1) 住宅の登記事項証明書 (2) 住宅の固定資産課税台帳登録事項証明書(建築年月が記載されたもの) (3) 建築計画概要書, 検査済証等その他住宅の建築年を証明する書類 3 住宅の現況等に係る図書 (1) 付近見取り図(方位, 道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図又は間取り図 (4) 外観及び内部の写真 (5) 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表(店舗等の部分がある場合) 4 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果の判るもの 5 補助金算定書(様式第17号) 6 耐震診断・改修計画策定費の見積書 7 申請者又は代表申請者の本人確認書類</p> <hr/> <p>(住宅の所有者が複数存在する場合) 8 権利者の同意等を得ていることが確認できる書類</p> <hr/> <p>(代理人が申請手続きを行う場合) 9 代理人の建築士免許証又は建築士免許証明書等(写)</p>
<p>第6条 (交付申請)</p>	<p>事前協議書および添付書類一式</p>
<p>第11条第1項 (変更承認申請)</p>	<p>第6条関係の各添付書類に準じる。</p>
<p>第12条 (実績報告兼請求書)</p>	<p>1 耐震改修工事費の見積書 2 耐震診断報告書(様式第18号) 3 住宅耐震改修に係る図書 (1) 配置図 (2) 平面図(改修前後) (3) 立面図(改修前後) (4) 劣化度が確認できる写真(浴室, 外壁仕上げ等) (5) 求積図(建築面積・延べ面積・屋根の施工面積(屋根工事を伴う場合)がわかるもの) (6) その他耐震改修計画内容が確認できる図書 4 耐震改修計画策定に係る契約書及び領収書(写) 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書(写)等兵庫県住宅再建共済制度に加入していることがわかるもの又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書(写)</p> <hr/> <p>(代理人と計画策定者が異なる場合) 6 計画策定者の建築士免許証又は建築士免許証明書(写)</p> <hr/> <p>(非木造の戸建住宅において建築物の地震に対する安全性を保有水平耐力計算による方法又は限界耐力計算による方法, 時刻歴応答解析による方法により評価するもの場合) 7 耐震診断結果・耐震改修計画の建築物耐震評価者による評価書(写)</p> <p>※変更がある場合は, 変更に係る書類を提出すること。</p>

別表2（第3条関係）

計画策定費補助（長屋住宅及び共同住宅）

補助対象者	次に掲げる要件を満たし、補助対象住宅を所有する者（法人を含む。） 1 第2条第13項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと
補助対象住宅	第4条に加え、次に掲げる要件を全て満たす住宅 1 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果、別表アの耐震基準を満たさないもの 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅 3 木造又は階数2以下もしくは延べ面積1,000㎡未満のもの 4 長屋住宅又は共同住宅
補助対象経費	補助対象住宅の耐震診断及び耐震改修計画の策定に要する経費
補助金の額	補助対象経費に補助率3分の2を乗じて得た金額又は120千円に補助対象者が所有する戸数を乗じて得た金額のいずれか低い方の額（千円未満の端数は切り捨て） ただし、耐震診断の結果、別表アの耐震基準（（七）を除く。）を満たしていることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合は、40千円／戸を限度とする。
その他の事項	1 区分所有の共同住宅等における補助対象戸数は、補助対象者が所有する戸数とする。 2 策定される耐震改修計画は、別表アの耐震基準（（七）を除く。）を満たすものであることを確認できること。 3 補助対象住宅の耐震改修計画の策定に要する経費には、耐震基準を満たすための耐震改修計画の策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も対象とする。

別に定める書類2（第5，6，11，12条関係）

計画策定費補助（長屋住宅及び共同住宅）

関係条項	内 容
<p>第5条第1項 (事前協議)</p>	<p>1 住宅の所有者が確認できる書類で，下記のいずれかの写し又は原本 (1) 住宅の登記事項証明書 (2) その他住宅の所有者を証明する書類 2 住宅の建築年月が確認できる書類で，下記のいずれかの写し又は原本 (1) 住宅の登記事項証明書 (2) 住宅の固定資産課税台帳登録事項証明書(建築年月が記載されたもの) (3) 建築計画概要書，検査済証等その他住宅の建築年を証明する書類 3 住宅の現況等に係る図書 (1) 付近見取り図(方位，道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図又は間取り図 (4) 外観及び内部の写真 (5) 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表(店舗等の部分がある場合) 4 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果の判るもの 5 補助金算定書(様式第17号) 6 耐震診断・改修計画策定費の見積書 7 申請者又は代表申請者の本人確認書類 8 収支予算書(参考様式)</p> <hr/> <p>(住宅の所有者が複数存在する場合) 9 権利者の同意等を得ていることが確認できる書類</p> <hr/> <p>(代理人が申請手続きを行う場合) 10 代理人の建築士免許証又は建築士免許証明書等(写)</p>
<p>第6条 (交付申請)</p>	<p>事前協議書および添付書類一式</p>
<p>第11条第1項 (変更承認申請)</p>	<p>第6条関係の各添付書類に準じる。</p>
<p>第12条 (実績報告兼請求書)</p>	<p>1 耐震改修工事費の見積書 2 耐震診断報告書(様式第18号) 3 住宅耐震改修に係る図書 (1) 配置図 (2) 平面図(改修前後) (3) 立面図(改修前後) (4) 劣化度が確認できる写真(浴室，外壁仕上げ等) (5) 求積図(建築面積・延べ面積・屋根の施工面積(屋根工事を伴う場合)がわかるもの) (6) その他耐震改修計画内容が確認できる図書 4 耐震改修計画策定に係る契約書及び領収書(写) 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書(写)等兵庫県住宅再建共済制度に加入していることがわかるもの又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書(写) 6 収支決算書(参考様式)</p> <hr/> <p>(代理人と計画策定者が異なる場合) 7 計画策定者の建築士免許証又は建築士免許証明書(写)</p> <hr/> <p>(非木造のものにおいて建築物の地震に対する安全性を保有水平耐力計算による方法又は限界耐力計算による方法，時刻歴応答解析による方法により評価するものの場合) 8 耐震診断結果・耐震改修計画の建築物耐震評価者による評価書(写)</p> <hr/> <p>※変更がある場合は，変更に係る書類を提出すること。</p>

別表3（第3条関係）

工事費補助（戸建住宅）

補助対象者	次に掲げる要件を全て満たし、補助対象住宅を所有する者（個人） 1 所得が12,000千円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,200千円）以下であること 2 第2条第13項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと 3 兵庫県民であること
補助対象住宅	第4条に加え、次に掲げる要件を全て満たす戸建住宅 1 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅 2 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果、別表アの耐震基準を満たさないもの
補助対象経費	補助対象者が実施する補助対象住宅の耐震改修工事に要する経費
補助金の額	補助対象経費に補助率5分の4を乗じて得た金額又は1,300千円のいずれか低い額（千円未満の端数切り捨て）
その他の事項	1 戸建住宅で増築を伴う場合、補助対象経費は、既存部分に係る耐震改修工事に限るものとし、増築部分に係る工事に要する費用は含まないものとする。 2 補助対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。 3 建築物の地震に対する安全性を保有水平耐力計算による方法又は限界耐力計算による方法、時刻歴応答計算による方法により評価するものにおいては、耐震改修計画が適正に行われていることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。なお、この場合において建築物耐震評価者による評価を受けることに要する経費は、補助対象経費には含まれないものとする。 4 耐震改修工事の結果、別表アの耐震基準（（七）を除く。）を満たしていることを確認できること。

別に定める書類3 (第5, 6, 12条関係)

工事費補助 (戸建住宅)

関係条項	内 容
<p>第5条第1項 (事前協議)</p>	<p>1 住宅の所有者が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本 (1) 住宅の登記事項証明書 (2) その他住宅の所有者を証明する書類</p> <p>2 住宅の建築年月が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本 (1) 住宅の登記事項証明書 (2) 住宅の固定資産課税台帳登録事項証明書(建築年月が記載されたもの) (3) 建築計画概要書, 検査済証等その他住宅の建築年を証明する書類</p> <p>3 住宅の現況等に係る図書 (1) 付近見取り図(方位, 道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 外観及び内部の写真 (4) 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表 (店舗等の部分がある場合)</p> <p>4 住宅耐震改修に係る図書 (1) 平面図 (耐震改修前後) (2) 立面図 (耐震改修前後) (3) 劣化度が確認できる写真 (浴室, 外壁仕上げ等) (4) 求積図 (建築面積・延べ面積・屋根の施工面積 (屋根工事を伴う場合) がわかるもの) (5) その他耐震改修工事内容が確認できる書類</p> <p>5 耐震診断報告書 (様式第18号) 6 補助金算定書 (様式第17号) 7 耐震改修工事費の見積書 8 耐震改修工事実績公表同意書 (様式第22号) 9 所得証明書 (写) 10 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証 (写) 11 申請者又は代表申請者の本人確認書類</p> <p>(住宅の所有者が複数存在する場合) 12 権利者の同意等を得ていることが確認できる書類</p> <p>(代理人が申請手続きを行う場合) 13 代理人の建築士免許証又は建築士免許証明書等 (写)</p> <p>(代理人と計画策定者が異なる場合) 14 計画策定者の建築士免許証又は建築士免許証明書 (写)</p> <p>(非木造のものにおいて建築物の地震に対する安全性を保有水平耐力計算による方法又は限界耐力計算による方法, 時刻歴応答解析による方法により評価するものの場合) 15 耐震診断結果・耐震改修計画の建築物耐震評価者による評価書 (写)</p> <p>(改修工事(増改築含む)に建築確認が必要な場合) 16 改修工事に係る建築確認済証(写)</p>
<p>第6条 (交付申請)</p>	<p>事前協議書および添付書類一式</p>
<p>第11条第1項 (変更承認申請)</p>	<p>第6条関係の各添付書類に準じる。</p>
<p>第12条 (実績報告兼請求書)</p>	<p>1 耐震改修工事実施確認書 (様式第20号) 2 耐震改修工事に係る請負契約書 (写) 及び領収書 (写) 3 兵庫県住宅再建共済制度加入証書 (写) 等兵庫県住宅再建共済制度に加入していることがわかるもの又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書 (写) 4 耐震改修工事実績公表内容報告書 (様式第24号)</p> <p>※変更がある場合は, 変更に係る書類を提出すること。</p>

別表4（第3条関係）

工事費補助（長屋住宅及び共同住宅）

補助対象者	次に掲げる要件を満たし、補助対象住宅を所有する者（個人） 1 所得が12,000千円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,200千円）以下であること 2 第2条第13項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと 3 兵庫県民であること
補助対象住宅	第4条に加え、次に掲げる要件を全て満たす共同住宅 1 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果、別表アの耐震基準を満たさないもの 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅 3 木造又は階数2以下もしくは延べ面積1,000㎡未満のもの 4 長屋住宅又は共同住宅
補助対象経費	補助対象者が実施する補助対象住宅の耐震改修工事に要する経費
補助金の額	次の各号の合計額（各号において千円未満の端数は切り捨て） 1 補助対象経費に補助率4分の1を乗じて得た金額又は100千円に補助対象戸数を乗じて得た金額のいずれか低い額 2 補助対象経費に補助率2分の1を乗じて得た金額又は400千円に補助対象戸数を乗じて得た金額のいずれか低い額
その他の事項	1 区分所有の共同住宅における補助対象戸数は、補助対象者が所有する戸数とする。 2 補助対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。 3 耐震改修工事の結果、別表アの耐震基準（（七）を除く。）を満たしていることを確認できること。

別に定める書類4（第5，6，11，12条関係）

工事費補助（長屋住宅及び共同住宅）

関係条項	内 容
第5条第1項 （事前協議）	<p>1 住宅の所有者が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本</p> <p>(1) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(2) その他住宅の所有者を証明する書類</p> <p>2 住宅の建築年月が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本</p> <p>(1) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(2) 住宅の固定資産課税台帳登録事項証明書(建築年月が記載されたもの)</p> <p>(3) 建築計画概要書、検査済証等その他住宅の建築年を証明する書類</p> <p>3 住宅の現況等に係る図書</p> <p>(1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 外観及び内部の写真</p> <p>(4) 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表(店舗等の部分がある場合)</p> <p>4 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 平面図(耐震改修前後)</p> <p>(2) 立面図(耐震改修前後)</p> <p>(3) 劣化度が確認できる写真(浴室、外壁仕上げ等)</p> <p>(4) 求積図(建築面積・延べ面積・屋根の施工面積(屋根工事を伴う場合)がわかるもの)</p> <p>(5) その他耐震改修工事内容が確認できる書類</p> <p>5 耐震診断報告書(様式第18号)</p> <p>6 補助金算定書(様式第17号)</p> <p>7 耐震改修工事費の見積書</p> <p>8 耐震改修工事実績公表同意書(様式第22号)</p> <p>9 所得証明書(写)</p> <p>10 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証(写)</p> <p>11 収支予算書(参考様式)</p> <p>12 申請者又は代表申請者の本人確認書類</p> <p>(住宅の所有者が複数存在する場合)</p> <p>13 権利者の同意等を得ていることが確認できる書類</p> <p>(代理人が申請手続きを行う場合)</p> <p>14 代理人の建築士免許証又は建築士免許証明書等(写)</p> <p>(代理人と計画策定者が異なる場合)</p> <p>15 計画策定者の建築士免許証又は建築士免許証明書(写)</p> <p>(非木造のものにおいて建築物の地震に対する安全性を保有水平耐力計算による方法又は限界耐力計算による方法、時刻歴応答解析による方法により評価するものの場合)</p> <p>16 耐震診断結果・耐震改修計画の建築物耐震評価者による評価書(写)</p> <p>(改修工事(増改築含む)に建築確認が必要な場合)</p> <p>17 改修工事に係る建築確認済証(写)</p>
第6条 （交付申請）	事前協議書および添付書類一式
第11条第1項 （変更承認申請）	第6条関係の各添付書類に準じる。
第12条 （実績報告兼請求書）	<p>1 耐震改修工事実施確認書(様式第19号)</p> <p>2 耐震改修工事に係る請負契約書(写)及び領収書(写)</p> <p>3 兵庫県住宅再建共済制度加入証書(写)等兵庫県住宅再建共済制度に加入していることがわかるもの又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書(写)</p> <p>4 耐震改修工事実績公表内容報告書(様式第23号)</p> <p>5 収支決算書(参考様式)</p> <p>※変更がある場合は、変更に係る書類を提出すること。</p>

別表5（第3条関係）

計画策定・工事費一体補助（戸建住宅）

補助対象者	次に掲げる要件を満たし、補助事業の対象となる住宅を所有する者（個人） 1 所得が12,000千円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,200千円）以下であること 2 第2条第13項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと 3 兵庫県民であること
補助対象住宅	第4条に加え、次に掲げる要件を全て満たす戸建住宅 1 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅 2 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果、別表アの耐震基準を満たさないもの
補助対象経費	補助対象者が実施する補助対象住宅の耐震診断、耐震改修計画の策定及び改修工事に要する経費。
補助金の額	次の各号の合計額 1 補助対象住宅の耐震診断及び耐震改修計画の策定に要する経費に補助率10分の9を乗じて得た金額又は270千円のいずれか低い額（千円未満の端数は切り捨て） 2 補助対象住宅の耐震工事に要する費用に補助率5分の4を乗じて得た金額又は1,300千円のいずれか低い額（千円未満の端数切り捨て） ただし、耐震診断の結果、別表アの耐震基準（七）を除く。）を満たしていることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合は33千円を限度とし、耐震改修計画の策定を行い耐震改修工事を実施しなかった場合は、第1号の金額を限度とする。
その他の事項	1 戸建住宅で増築を伴う場合、補助対象経費は、既存部分に係る耐震改修工事に限るものとし、増築部分に係る工事に要する費用は含まないものとする。 2 補助対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。 3 建築物の地震に対する安全性を保有水平耐力計算による方法又は限界耐力計算による方法、時刻暦応答計算による方法により評価するものにおいては、耐震改修計画が適正に行われていることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。なお、この場合において建築物耐震評価者による評価を受けることに要する経費は、補助対象経費には含まれないものとする。 4 策定される耐震改修計画は、別表アの耐震基準（七）を除く。）を満たすものであることを確認できること。 5 耐震改修工事の結果、別表アの耐震基準（七）を除く。）を満たしていることを確認できること。

別に定める書類5（第5，6，9，11，12条関係）

計画策定・工事費一体補助（戸建住宅）

関係条項	内 容
第5条第1項 （事前協議）	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の所有者が確認できる書類で，下記のいずれかの写し又は原本 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の登記事項証明書 (2) その他住宅の所有者を証明する書類 2 住宅の建築年月が確認できる書類で，下記のいずれかの写し又は原本 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の登記事項証明書 (2) 住宅の固定資産課税台帳登録事項証明書（建築年月が記載されたもの） (3) 建築計画概要書，検査済証等その他住宅の建築年を証明する書類 3 住宅の現況等に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付近見取り図（方位，道路及び目標となる地物を明示したもの） (2) 配置図 (3) 平面図及び間取り図 (4) 外観及び内部の写真 (5) 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表（店舗等の部分がある場合） 4 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果の判るもの 5 補助金算定書（様式第17号） 6 耐震診断・改修計画策定費の見積書および耐震改修工事費の概算見積書 7 耐震改修工事実績公表同意書（様式第23号） 8 所得証明書（写） 9 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証（写） 10 申請者の本人確認書類 <p>（住宅の所有者が複数存在する場合）</p> <ol style="list-style-type: none"> 11 権利者の同意等を得ていることが確認できる書類 <p>（代理人が申請手続きを行う場合）</p> <ol style="list-style-type: none"> 12 代理人の建築士免許証又は建築士免許証明書等（写）
第6条 （交付申請）	事前協議書および添付書類一式
第9条 （設計の確認）	<ol style="list-style-type: none"> 1 設計確認書（様式第21号） 2 耐震改修工事費の見積書（写） 3 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 配置図 (2) 平面図（改修前後） (3) 立面図（改修前後） (4) 劣化度が確認できる写真（浴室，外壁仕上げ等） (5) 求積図（建築面積・延べ面積・屋根の施工面積（屋根工事を伴う場合）がわかるもの） (6) その他耐震改修計画内容が確認できる図書 <p>（非木造の戸建住宅において建築物の地震に対する安全性を保有水平耐力計算による方法又は限界耐力計算による方法，時刻歴応答解析による方法により評価するものの場合）</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 耐震診断結果・耐震改修計画の建築物耐震評価者による評価書（写） <p>※ 上記の書類は，耐震改修計画の策定が終了次第提出し，それ以降でなければ耐震改修工事に着手してはならない。</p>
第11条第1項 （変更承認申請）	第6条関係の各添付書類に準じる。
第12条 （実績報告兼請求書）	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修工事実施確認書（様式第19号） 2 耐震診断・耐震改修計画策定・耐震改修工事に係る請負契約書及び領収書（写） 3 兵庫県住宅再建共済制度加入証書（写）等兵庫県住宅再建共済制度に加入していることがわかるもの又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書（写） 4 耐震改修工事実績公表内容報告書（様式第23号） <p>（改修工事（増改築含む）に建築確認が必要な場合）</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 改修工事に係る建築確認済証（写） <p>※変更がある場合は，変更に係る書類を提出すること。</p>

別表3（第3条関係）

簡易耐震改修工事費補助

補助対象者	次に掲げる要件を全て満たし、補助対象住宅を所有する者（個人） 1 所得が12,000千円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,200千円）以下であること 2 第2条第13項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと 3 兵庫県民であること
補助対象住宅	第4条に加え、次に掲げる要件を全て満たす戸建住宅 1 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅 2 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果、別表イの耐震基準を満たさないもの
補助対象経費	補助対象者が実施する補助対象住宅の耐震改修工事に要する経費
補助金の額	補助対象経費に補助率5分の4を乗じて得た金額又は800千円のいずれか低い額（千円未満の端数切り捨て）
その他の事項	1 戸建住宅で増築を伴う場合、補助対象経費は、既存部分に係る耐震改修工事に限るものとし、増築部分に係る工事に要する費用は含まないものとする。 2 補助対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。 3 建築物の地震に対する安全性を保有水平耐力計算による方法又は限界耐力計算による方法、時刻歴応答計算による方法により評価するものにおいては、耐震改修計画が適正に行われていることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。なお、この場合において建築物耐震評価者による評価を受けることに要する経費は、補助対象経費には含まれないものとする。 4 耐震改修工事の結果、別表イの耐震基準（（五）を除く。）を満たしていることを確認できること。

簡易耐震改修工事費補助

関係条項	内 容
第5条第1項 (事前協議)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の所有者が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の登記事項証明書 (2) その他住宅の所有者を証明する書類 2 住宅の建築年月が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の登記事項証明書 (2) 住宅の固定資産課税台帳登録事項証明書(建築年月が記載されたもの) (3) 建築計画概要書, 検査済証等その他住宅の建築年を証明する書類 3 住宅の現況等に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付近見取り図(方位, 道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 外観及び内部の写真 (4) 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表(店舗等の部分がある場合) 4 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平面図(耐震改修前後) (2) 立面図(耐震改修前後) (3) 劣化度が確認できる写真(浴室, 外壁仕上げ等) (4) 求積図(建築面積・延べ面積・屋根の施工面積(屋根工事を伴う場合)がわかるもの) (5) その他耐震改修工事内容が確認できる書類 5 耐震診断報告書(様式第18号) 6 補助金算定書(様式第17号) 7 耐震改修工事費の見積書 8 耐震改修工事実績公表同意書(様式第22号) 9 所得証明書(写) 10 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証(写) 11 申請者又は代表申請者の本人確認書類 (住宅の所有者が複数存在する場合) 12 権利者の同意等を得ていることが確認できる書類 (代理人が申請手続きを行う場合) 13 代理人の建築士免許証又は建築士免許証明書等(写) (代理人と計画策定者が異なる場合) 14 計画策定者の建築士免許証又は建築士免許証明書(写) (非木造のものにおいて建築物の地震に対する安全性を保有水平耐力計算による方法又は限界耐力計算による方法, 時刻歴応答解析による方法により評価するものの場合) 15 耐震診断結果・耐震改修計画の建築物耐震評価者による評価書(写) (改修工事(増改築含む)に建築確認が必要な場合) 16 改修工事に係る建築確認済証(写) (補助対象経費に耐震診断費・改修計画策定費を含む場合) 17 耐震診断・改修計画策定費の見積書
第6条 (交付申請)	事前協議書および添付書類一式
第11条第1項 (変更承認申請)	第6条関係の各添付書類に準じる。
第12条 (実績報告兼請求書)	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修工事実施確認書(様式第19号) 2 耐震改修工事に係る請負契約書(写)及び領収書(写) 3 兵庫県住宅再建共済制度加入証書(写)等兵庫県住宅再建共済制度に加入していることがわかるもの又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書(写) 4 耐震改修工事実績公表内容報告書(様式第23号) (補助対象経費に耐震診断費・改修計画策定費を含む場合) 5 耐震診断・耐震改修計画策定に係る契約書及び領収書(写) <p>※変更がある場合は, 変更に係る書類を提出すること。</p>